

警備業法の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

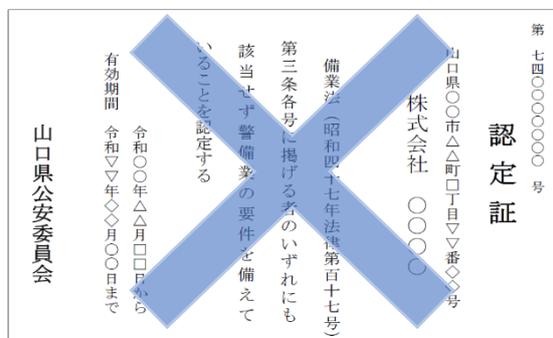
概要

- これまで公安委員会から交付していた認定証が廃止され、標識に変わります。
- 標識は主たる営業所の見やすい場所に掲示するほか、各事業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(※)

(※)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

| 警備業者 | |
|------------|--------------------|
| 認定をした公安委員会 | 公安委員会 |
| 認定の番号 | 第 号 |
| 有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 氏名又は名称 | |
| 所在地 | |



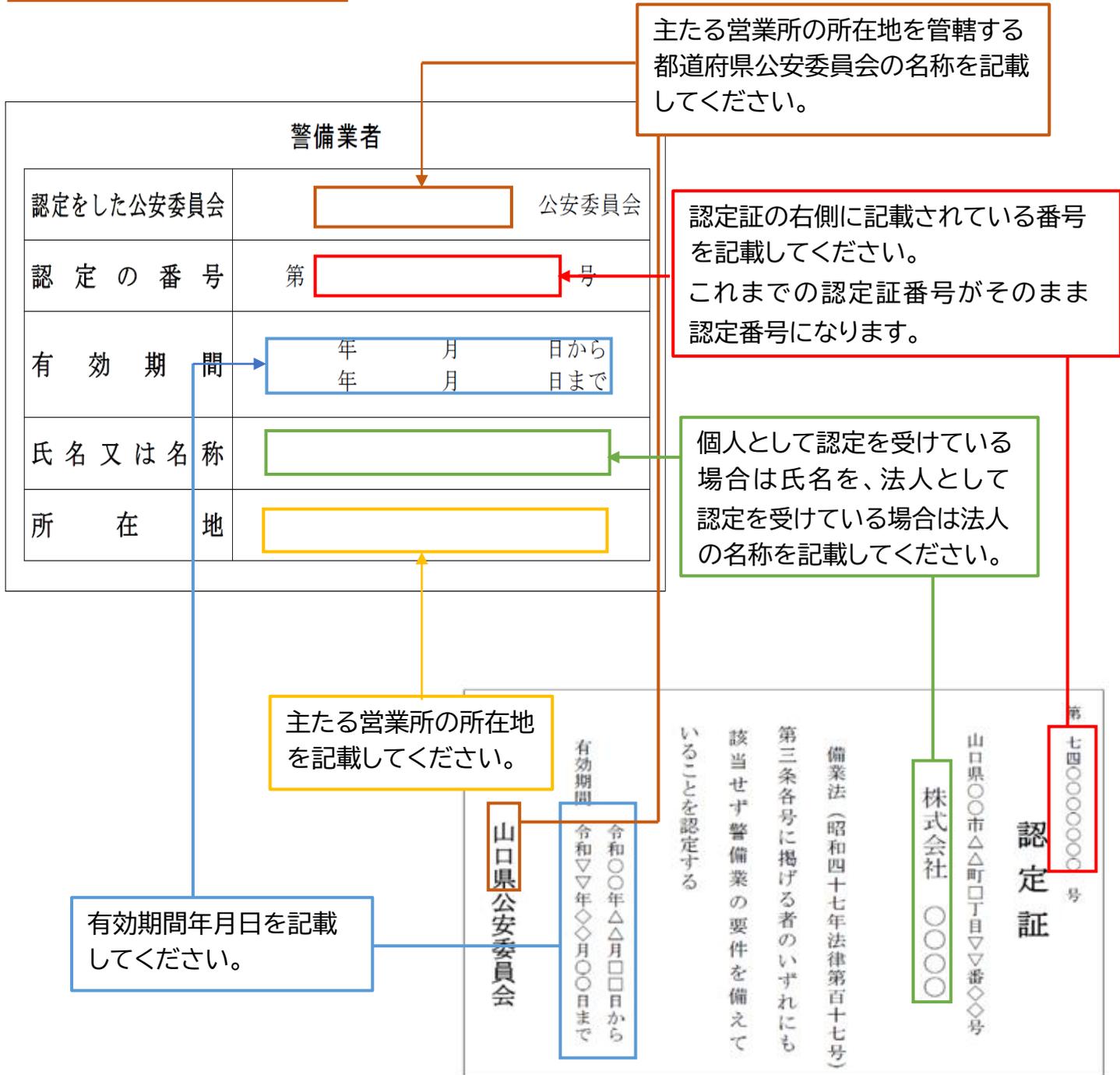
事業者において対応すること

- ① 標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示する。
 - ・ 標識のデータを山口県警察のウェブサイトからダウンロードの上、事業者において作成してください。ウェブサイト閲覧することができない場合は、主たる営業所を管轄する警察署の窓口まで相談してください。
 - ・ 令和6年3月31日までは、引き続き、認定証を掲示しておいていただく必要があります。また、令和6年4月1日以降、認定証は効力を失いますので、各事業者において廃棄するなど、適切な管理をお願いします。
- ② 標識をウェブサイトに掲載する。
 - ・ 作成した標識を画像データに変換した上で、トップページの見やすい箇所に掲載してください。
 - ・ ここでいうウェブサイトには SNS は含まれません(SNS で掲載したとしても、義務を履行したことにはなりません。)

留意事項

- 認定証の廃止に伴い、認定証の再交付、認定証の書換えの手続が不要となります。
- 変更の届出をしたときに、標識の記載事項が変わる場合は、標識の更新をお願いします。

標識の記載方法について



標識を作成する際の留意事項

- 標識の作成は、電子データの編集を原則とします。
- 電子データの編集に必要な環境が用意できない場合は、印刷した上で、油性マジック等の消えないペンで見やすく記載してください。
- 主たる営業所に掲示する標識は、A4サイズで印刷してください。
- 印刷する向きは指定はありませんが、都道府県警察のウェブサイトからダウンロードすることができる標識のデータは、そのまま印刷すると横向きで出力されるようになっています。